

岩手県教育委員会告示第8号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、指定技能教育施設の設置者から次のとおり技能教育のための施設を廃止する旨の届出があった。

平成30年12月21日

岩手県教育委員会

教育長 高橋嘉行

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

(1) 名称 岩手看護高等専修学校

(2) 所在地 盛岡市長田町24番7号

2 廃止年月日 平成31年4月1日